

令和 5 年 6 月 11 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01415

研究課題名（和文）情報保護法制における人格的利益の保護に関する基礎的考察

研究課題名（英文）Fundamental Consideration on Protection of Personal Interests in Information Protection Legislation

研究代表者

蘆立 順美（Ashidate, Masami）

東北大学・法学研究科・教授

研究者番号：60282092

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、著作者人格権に関し、刑法における人格的利益の保護に関する議論と対比しつつ、その基本原理に関する検討を行った。近時、著作者人格権の1つである氏名表示権につき、情報技術の発展を受けて、その保護範囲の解釈に関し議論が生じているところ、原作品と複製物との保護範囲の差異や氏名表示の省略を認める制限規定の存在に着目し、著作物の表現の利用状況やそれを享受する際の態様により、その保護範囲を柔軟に解釈する可能性について検討を行った。また、これらの検討を行うにあたり、刑法における名誉毀損罪や侮辱罪等に関する議論と比較することにより、他法分野における人格的利益に対する著作者人格権の特性を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

著作者人格権については、著作権と比較して、十分な研究の蓄積がない状況にある。情報技術が発展し、著作物やその利用形態が多様化する中で、著作者人格権の保護範囲に関して新たな問題が生じており、著作者人格権の基礎理論を明確化した点に社会的な意義が認められる。また、その基本原理や特性を明らかにするために、他法における人格的利益の保護に関する議論（具体的には、刑法の名誉毀損罪等）からの知見も考慮の対象とし、著作者人格権を他の人格的利益との関係の中で相対化してとらえたうえで、著作者人格権の基礎となる法原理について明らかにしている点に学術的意義が認められる。

研究成果の概要（英文）：In this study, we examined the basic principles of moral rights of authors, comparing them with the discussion of protection of personal interests in criminal law. In recent years, with the development of information technology, there has been a debate about the interpretation of the scope of protection of the right of attribution. We examined the possibility of flexibly interpreting the scope of protection according to the usage situation of the expression of the work. In addition, in these examinations, we clarified the characteristics of author's moral rights against personal interests in other legal fields by comparing them with discussions on defamation and insults in criminal law.

研究分野：知的財産法

キーワード：著作者人格権 人格的利益

1. 研究開始当初の背景

著作権法は、著作者に対し、著作権のほか、著作者人格権（18条～20条）を付与している。著作者人格権は、著作物にかかる著作者の人格的利益の保護を図るものとされており、その人格権としての性質から、著作者の一身に存続するものとされている（59条）。

著作者人格権については、従来から、一般的人格権との同質性について議論があり、また、2000年前後には、デジタル技術の普及により、広範で強力な著作者人格権が著作物の利用を妨げる危険性があるとの観点から、同一性保持権の保護範囲に関する限定的解釈の必要性や、著作者人格権の不行使契約の有効性、放棄の可否等に関する検討が行われた。著作物が経済財としての側面を有することは否定できず、これらの議論には、有益な示唆が含まれていたものの、その後、著作権法の議論は、財産権である著作権に関わる諸問題が中心として展開されたこともあり、著作者人格権に関する研究は、大きな発展がない状況にあった。

しかし、今後、人工知能（AI）等、さらなる先端技術の発展が予測される中で、著作権法自体のあり方が問われているところ、特にわが国の著作者人格権が、諸外国と比較しても特異なものであることを考慮すると、同法における著作者人格権の意義や基本的原理を学術的に明らかにすることは、わが国の著作権法の将来像を検討するにおいて不可欠な状況にあった。

2. 研究の目的

本研究は、著作者人格権について、その基本的原理や特性を明らかにするため、他法における人格的利益の保護に関する議論（パブリシティ権や刑法における名誉毀損罪等）から得られる知見も考慮の対象とし、著作者人格権を様々な人格的利益との関係において相対化して捉えたうえで、わが国の著作者人格権の基礎となる法原理を明らかにし、解釈、立法論を検討する際の基本的視座を得ることを目的とする。

近時、人格権的利益に含まれる内容は多様なものとなっており、また、実質的な意味も含めれば、情報に付随する人格的利益を保護する法制度には様々なものがある。たとえば、最高裁平成24年2月2日判決（民集66巻2号89頁）により確立された氏名・肖像に係る「パブリシティ権」のように、人格権に由来する権利であるとされながらも、実質的に、その情報の経済的価値の保護と密接に関わる権利が存在する。また、広く捉えるならば、標識法も、法人等と表示との結びつきや、法人に関する信用を保護する法制度ということができる。もちろん、標識法の保護対象や法制度は著作権法とは大きく異なっており、保護される権利・利益も、著作者人格権とはその性質を大きく異にすることは明らかであるから、前者に関する検討が、直接に著作者人格権の理解に有益であることにはならない。しかし、信用や評判等を保護する財産権との比較を通して、著作者人格権の特性や法原理を検討することは、特に、著作物の利用や財産権との対立が生じる場面で、著作者人格権を柔軟に解する見解の妥当性を検討する際に、有益な知見を提供するものと考えられる。

他方で、著作者人格権に関する従来議論は、著作権法特有の問題として論じられることが多く、利益衡量的観点からの優れた検討は存在するものの、「人格的利益の保護」に関する基礎理論や法原理の観点からの検討が十分になされてきたとは言いがたい。そこで、名誉毀損罪や侮辱罪等を対象として人格的利益の保護に関する研究を蓄積してきた「刑法」において、いかなる議論がなされてきたのかを分析する。こうした他分野の人格的利益に関する議論との関係において、著作者人格権を相対化したうえで検討を行うことは、同権利の理解をさらに深化させ、その特性を明らかにすることに資するものと考えられる。特に、刑法においては、名誉毀損罪等における人格的利益の保護に関する膨大な議論の蓄積や体系化がなされており、民事法における議論にも影響を与えてきたことから、同法を比較の対象とすることは有益といえる。

そこで、本研究は、財産的権利・利益（パブリシティ権や芸名・グループ名などを保護対象とする標識法等）との関係、他分野（刑法における名誉毀損罪や侮辱罪等）における人格的利益保護の議論との関係という視点から、我が国の著作者人格権を分析・検討し、その基礎となる法原理を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は、知的財産法と刑法のそれぞれの分野を専門とする2名の研究者により行う。研究代表者が、著作権法、パブリシティ権、標識法等の状況について担当し、刑法における人格的利益の保護に関しては、研究分担者が担当する。研究全体の総括と各論の全体的位置づけは、研究代表者が行う。

具体的には、まず、著作権法・刑法の各担当者により、国内外の関連文献、立法資料、裁判例等の調査、収集、整理、分析を行い、これらの調査や分析で得られた情報・知見について、適宜、研究担当者間で意見交換を行う。

最終年度においては、それまでの検討結果を踏まえて、総合的な検討、分析を行う。関連法理

との整理、比較に基づき、著作者人格権の基礎理論に関する検討を行い、研究担当者のそれぞれの見解について、意見交換や議論を通じて考察を深めたうえで、研究成果をまとめる。

4. 研究成果

本研究では、著作者人格権の中でも、まず氏名表示権（著作権法 19 条）に焦点をあて、経済的権利である著作権との関係性（特に、引用における出所表示（32 条、48 条）との関係）についても意識しつつ、氏名表示権の保護する人格的利益の独自性を中心として分析を行った。二次的著作物に関する原作者の氏名表示権に関しては、保護される具体的利益に関して、ほとんど言及・分析がなされておらず、その内容について、さらなる検討を進める必要があることが認識された。氏名表示権に関しては、最高裁判例（最判令和 2 年 7 月 21 日民集 74 卷 4 号 1407 頁）が示されたことから、学説においても議論が活発に行われており、多くの文献が公開されたため、当該最高裁判決及び同判決に関する評釈、論文についても分析の対象とした。

さらに、同じく人格権に由来するものと位置付けられてはいるが、氏名に関する財産的利益を保護する「パブリシティ権」に関する調査研究を実施し、氏名表示権とパブリシティ権のそれぞれにおいて保護される利益の明確化を明確化すると同時に、両者の比較を通じて、氏名表示権の特性について分析を進めた。

また、商標法分野において、自己の氏名に関する商標登録要件の緩和について議論が活発化し、令和 3 年 5 月に法改正案が閣議決定されたことから、標識法における人格的利益の保護にかかる議論も新たに調査対象に含めた。著作者人格権については、著作者の決定権として、広範な保護範囲が認められているが、上記の関連法における議論との比較の観点から、他者の表現や創作活動にかかる利益、情報流通の確保等と、対立する利益との調整の観点から、限定的に保護範囲を解釈することの妥当性等を中心に検討を行った。

刑事法を担当する研究分担者は、本研究課題を遂行するための前提となる、刑法における人格的利益の保護に関する研究を進めた。具体的には、秘密に対する罪、名誉に対する罪（名誉毀損罪、侮辱罪）を主たる素材として、わが国及びドイツにおけるそれらの罪の保護法益・本質に関する学説・判例を分析することを通じて、刑法の保護対象としての人格概念の解明に努めた。また、令和 4 年の侮辱罪の法定刑改正を巡る議論についても検討の対象とした。特に、正当な論評活動等の表現の自由と、論評活動等により毀損される可能性のある人格的利益の保護の調整の在り方について、名誉毀損罪に関する従来の議論を含め、整理・検討を行った。表現の自由と人格的利益の保護の調整に関する刑法上の議論と、著作者法における著作者人格権の内容に関する理解を対比し、刑法上の議論がどのような形で著作者人格権の保護の在り方に影響を及ぼしているのかについて、研究代表者と研究分担者の間で、意見交換を行った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 成瀬幸典	4. 巻 468号
2. 論文標題 強制わいせつ罪とわいせつ概念（福岡高判平成31・3・15）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 137
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計3件

1. 著者名 小野昌延先生追悼論文集刊行事務局	4. 発行年 2019年
2. 出版社 青林書院	5. 総ページ数 542
3. 書名 小野昌延先生追悼論文集：続・知的財産法最高裁判例評釈体系	

1. 著者名 平嶋 竜太、宮脇 正晴、蘆立 順美	4. 発行年 2023年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 368
3. 書名 入門 知的財産法〔第3版〕	

1. 著者名 小泉 直樹、茶園 成樹、蘆立 順美、井関 涼子、上野 達弘、愛知 靖之、奥邨 弘司、小島 立、 宮脇 正晴、横山 久芳	4. 発行年 2023年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 1100
3. 書名 条解著作権法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	成瀬 幸典 (Naruse Yukinori) (20241507)	東北大学・法学研究科・教授 (11301)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------